

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた『預金規定』の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

弊行では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月2日（月）から預金規定を改訂いたします。

規定改訂後は、新規取引の開始時にお取引内容やお客さまに関する情報等を、従来よりも詳細に追加で確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客さまについても、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客さまの取引目的やお客さまに関する情報等を、銀行の窓口や郵便等により、再度ご提示・ご提出いただく場合がございます。

なお、弊行がご依頼した資料の提出や、各種質問へのご回答について適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合がございます。

また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引の制限等をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

普通預金規定新旧対照表

（下線は変更部分）

現行規定	改正後
10. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。 (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。	10. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) 【現行どおり】 (2) 【現行どおり】
[新設]	11. (取引の制限等) <u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>

現行規定	改正案
	<p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が<u>前条第1項</u>に違反した場合</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) この預金が、当行の定める一定期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>12. (解約等)</p> <p>(1) 【現行どおり】</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① 【現行どおり】</p> <p>② この預金の預金者が<u>第10条第1項</u>に違反した場合</p> <p>③ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ 【現行どおり】</p> <p>(3) 【現行どおり】</p> <p>(4) 【現行どおり】</p>

以上